

令和 2 年度答申第 50 号
令和 2 年 1 月 18 日

諮詢番号 令和 2 年度諮詢第 51 号（令和 2 年 10 月 13 日諮詢）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働時間等に関する規定の適用除外不許可処分に関する件

答 申 書

審査請求人 X からの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮詢に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第 1 事案の概要

本件は、審査請求人 X（以下「審査請求人」という。）が、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）41 条 3 号の規定に基づき、断続的労働に従事する者に対する労働時間等に関する規定の適用除外の許可申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、△労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が本件申請を不許可とする処分（以下「本件不許可処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 労働基準法 41 条は、同法の第 4 章（労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇）、第 6 章（年少者）及び第 6 章の 2（妊娠婦等）で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、同条各号に該当する労働者については適用しないと規定し、同条 3 号には、「監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの」が掲げられている。
- (2) 労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）34 条は、労働基

準法41条3号の規定による許可は、所轄労働基準監督署長から受けなければならぬと規定している。

(3) 労働基準法41条3号の規定による許可については、「労働基準法関係解釈例規について」(昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号労働省労働基準局長及び婦人局長連名通知。以下「解釈例規」という。)が、「監視に従事する者」と「断続的労働に従事する者」に分けて、基準を定めている。解釈例規によれば、「断続的労働に従事する者」とは、「休憩時間は少ないが手待時間が多い者」の意であり、断続的労働に従事する者に対する労働基準法41条3号の規定による許可は、おおむね次の基準によって取り扱うこととされ、「寄宿舎の賄人等」についての許可基準は、「その者の勤務時間を基礎として作業時間と手待時間折半の程度まで許可すること。ただし、実労働時間の合計が8時間を超えるときは許可すべき限りではない。」(以下「本件許可基準」という。)とされている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、令和元年6月19日、処分庁に対し、審査請求人のB店(以下「本件事業場」という。)においてホテルの支配人業務に従事する二人の労働者(以下「本件各支配人」という。)について、本件各支配人は断続的労働に従事する者に当たるとして、労働基準法41条3号の規定に基づき、労働時間等に関する規定の適用除外の許可申請(本件申請)をした。

(断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書)

(2) 処分庁は、令和元年8月7日、本件事業場の実地調査を行った。

(許可申請調査復命書)

(3) 処分庁は、令和元年8月27日付で、審査請求人に対し、本件各支配人について、「申請のあった作業内容の一部について作業自体が一定時間継続して行われており、勤務時間を基礎として作業時間が手待時間との折半を超えていたため。」との理由を付して、本件申請を不許可とする処分(本件不許可処分)をした。

(断続的労働に従事する者に対する適用除外不許可通知書)

(4) 審査請求人は、令和元年11月18日、審査庁に対し、本件不許可処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和2年10月13日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮詢をした。

(諮詢書、諮詢説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

本件では、実地調査の時期及び回数が不適切であるほか、実地調査における労働実態の認定に誤りがある。また、労働時間等に関する規定の適用除外の許可申請は、他の事業場では許可されているのに、本件事業場のみが不許可とされたのは、行政の対応として公平性を欠いている。したがって、本件不許可処分の取消しを求める。

第2 諒問に係る審査庁の判断

1 本件各支配人は、解釈例規にいう「寄宿舎の賄人等」に含まれると考えられるから、本件の争点は、本件各支配人の労働実態が「その者の勤務時間を基礎として作業時間と手待時間折半の程度まで」という本件許可基準を満たしているか否かである。

2 審査請求人は、繁忙期である令和元年8月7日に行った1回の実地調査の結果のみで本件申請を不許可としたことは、著しく妥当性・公平性を欠くとして、実地調査は最低限複数回行うべきであると主張している。しかし、処分庁は、実地調査において、同月中は同様の労働実態が続くことを確認しており、実地調査を行った同月7日の労働実態のみで本件申請に対する許否の判断をしたものではない。すなわち、処分庁は、本件各支配人が同月中は常態として本件許可基準を満たしていないとして、本件不許可処分をしたものである。

また、審査請求人は、本件各支配人の労働実態を示す資料を処分庁に提出することができないとしていた。実地調査は、申請内容が事実に即しているか否かを実地で確認することを目的としているところ、上記実地調査の結果、本件各支配人の労働実態と申請内容との間に齟齬が見受けられたが、審査請求人から、その齟齬を説明する根拠が示されなかつたため、本件申請については、許可をするための根拠資料が一切なかつた。したがって、本件不許可処分は、適切な判断であった。

3 審査請求人は、実地調査における労働実態の認定が誤っていると主張している。しかし、処分庁は、実地調査及び本件申請に際して提出された「標準的なタイムテーブル」に基づき、本件各支配人の労働実態を確認している。他方、審査請求人は、本件各支配人の労働実態を把握していない。さらに、

処分庁は、実地調査を行った令和元年8月7日の労働実態だけで本件申請に対する許否の判断をしたのではなく、実地調査及び上記の「標準的なタイムテーブル」に基づき、同月中の労働実態を認定しているから、審査請求人の上記主張は、認めることができない。

- 4 審査請求人は、労働時間等に関する規定の適用除外の許可申請は、他の事業場では許可されているのに、本件事業場のみが不許可とされたのは、行政の対応として公平性を欠いていると主張している。しかし、上記許可申請に対する許否の判断権者は、処分庁である労働基準監督署長であり、また、申請ごとに事業場の状況は異なるから、各労働基準監督署長による処分内容が異なることをもって、当該処分が不当であるとはいえない。そして、本件不許可処分が適切な判断であったことは、上記2で述べたとおりである。
- 5 このほか、審査請求書、反論書、口頭意見陳述及び口頭意見陳述で提出された書類等、審理手続の過程で審査請求人から提出された書面及び陳述において、本件不許可処分を覆すような新たな証拠及び事情は見受けられない。
- 6 よって、本件各支配人は、本件許可基準を満たしていないから、本件不許可処分は、妥当であって、違法又は不当なものとは認められない。
- 7 以上のとおり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不許可処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件各支配人は、審査請求人の本件事業場においてホテルの支配人業務を行う者であり（断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書）、その作業内容は、朝食準備（パン、ジュースの準備）、清掃業務（ベッドメイキングなどの室内の清掃、朝食の後片付け）、フロント業務（チェックイン時の対応）、電話の対応（予約の対応など）、その他（建物内外の維持管理、経理事務、周辺PRなど）とされている（断続的労働許可申請書添付書類）から、本件各支配人は、解釈例規にいう「寄宿舎の賄人等」に含まれ、断続的労働に従事する者に該当すると考えられる。

したがって、本件申請が許可されるためには、本件各支配人の労働実態

が「その者の勤務時間を基礎として作業時間と手待時間折半の程度まで」という本件許可基準を満たしていることが必要である。

ところで、労働基準法41条3号が断続的労働に従事する者に対し労働時間等に関する規定の適用の除外を可能としているのは、断続的労働に従事する者については、通常の労働者と比較して、業務が間欠的であるため、労働密度が希薄で、身体的又は精神的な緊張が少なく、労働時間中においても手待ち時間が多く作業時間が少ないという労働の特殊性があることから、断続的労働に従事する者に対し労働時間等に関する規定を等しく適用したのでは、通常の労働者に対する規制と実質的な均衡を失することになり、かえって断続的労働に従事する者の保護に欠けることになるからであると解される。このような断続的労働に従事する者に対する労働時間等に関する規定の適用除外の趣旨を踏まえて、解釈例規は、断続的労働に従事する者を「休憩時間は少ないが手待時間が多い者」と定義し、上記適用除外の許可基準を定めているものと解される。したがって、本件許可基準が「作業時間と手待時間折半の程度まで」としているのは、緊急事態への対応などのために作業時間が手待ち時間を超える日があり得ることを許容したものにすぎず、作業時間が手待ち時間を超えることが常態である者についてまで許可をすることを意味しているものではないと解するのが相当である。

ちなみに、断続的労働に従事する者については、最低賃金法（昭和34年法律第137号）7条4号の規定により、都道府県労働局長の許可を受けたときは、最低賃金の減額の特例が認められているところ、この減額の特例の許可基準は、「常態として作業が間欠的であるため労働時間中においても手待ち時間が多く実作業時間が少ない者であること」とされている（「最低賃金法第5条の現物給与等の適正評価基準及び同法第7条の最低賃金の減額の特例の許可基準について」（昭和34年10月28日付け基発第747号厚生労働省労働基準局長通知））。

そうすると、本件申請が許可されるためには、本件各支配人が常態として作業時間が少なく手待ち時間が多い者に該当することが必要であるということになる。

- (2) そこで、本件各支配人の労働実態（すなわち、労働時間中における作業時間と手待ち時間の状況）について検討する。各項掲記の資料によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件各支配人の勤務時間は、審査請求人が本件申請に際して提出した「標準的なタイムテーブル」によれば、①早番の支配人は、始業が6時30分、終業が16時30分で、休憩がなく、②遅番の支配人は、始業が10時、終業が23時で、休憩が13時から16時までの3時間、③両名とも、1日当たりの所定労働時間は10時間で、そのうち、作業時間は4時間59分、手待ち時間は5時間1分であるとされていた（断続的労働許可申請書添付書類）。

イ 処分庁は、令和元年8月7日、本件事業場の実地調査を行ったところ、本件各支配人の労働実態は、以下のとおりであった（許可申請調査復命書）。

(ア) 早番の支配人の労働実態

- ① 6時30分から9時24分までの間の主な作業内容は、朝食の準備・補充・片付け、フロントの準備・対応であった。7時から9時までの間、延べ40人超の利用客がフロントを訪れ、9時24分に利用客が途切れるまで、頻繁に支配人室を出入りして対応していた。この間の作業時間は、2時間54分であった。
- ② 9時24分から15時16分までの間の主な作業内容は、フロント対応、PC作業、フロントの片付け、電話対応であった。この間の作業時間は、1時間38分であった。
- ③ 15時16分から16時30分までの間は、車で移動してC観光協会に対して営業活動を行っていた。早番の支配人の申立てによれば、1時間程度を要したことであった（なお、上記アの「標準的なタイムテーブル」によれば、上記営業活動を行わない日は、庭木の手入れ（30分）と買い出し（29分）を行い、これらの作業に1時間程度を要することであった。）。この間の作業時間は、1時間であった。

以上のとおり、早番の支配人の労働時間は、6時30分から16時30分までの10時間であったが、作業時間は、延べ5時間32分であり、手待ち時間（延べ4時間28分）を超えていた。

(イ) 遅番の支配人の労働実態

- ① 6時58分から8時5分までの間の主な作業内容は、朝食の準備・補充・片付け、フロントの準備・対応であった。7時から9時までの間、延べ40人超の利用客がフロントを訪れ、頻繁に支配人室を出

入りして対応していた。この間の作業時間は、1時間7分であった。

② 9時10分から12時24分までの間の主な作業内容は、客室の掃除・ベッドメイキング、バスタオルの準備であった。この間の作業時間は、3時間14分であった。

③ 16時から23時までの間の主な作業内容は、上記アの「標準的なタイムテーブル」及び遅番の支配人の申立てによれば、チェックインの対応、購買対応、電話対応、戸締り等であり、これらの作業に2時間30分程度を要するとのことであった。この間の作業時間は、2時間30分であった。

以上のとおり、遅番の支配人の労働時間は、6時58分から23時まで（休憩時間の3時間を除く。）の13時間2分であったが、作業時間は、延べ6時間51分であり、手待ち時間（延べ6時間11分）を超えていた。

(ウ) 夏休み期間中の労働実態

本件各支配人は、夏休み期間である令和元年8月中は、予約が満室の状態が続いており、上記(ア)及び(イ)と同様の労働実態が続くと申し立てた（令和2年11月9日付けの審査庁の事務連絡）。

ウ そうすると、実地調査日における本件各支配人の勤務時間は、上記アの「標準的なタイムテーブル」による勤務時間とは異なり、それぞれの勤務時間中における作業時間が手待ち時間を超えていたこと、そして、この労働実態が夏休み期間の令和元年8月中は続くことが確認されたのであるから、本件各支配人は、常態として作業時間が少なく手待ち時間が多い者に該当しないことが明らかである。

したがって、本件不許可処分に違法又は不当な点は認められない。

(3) 審査請求人は、繁忙期である令和元年8月7日に行った1回の実地調査の結果のみで本件申請を不許可としたことは、著しく妥当性・公平性を欠き、実地調査は最低限複数回行うべきであるとして、実地調査の時期及び回数が不適切であると主張している。

しかし、一件記録によれば、審査請求人は、令和元年6月19日に本件申請をし、同年7月3日に実地調査を行うことを求めたが、処分庁は、同日は本事業場がまだ運営を開始していない（その運営開始は、同月19日の予定であった。）から、労働実態を確認することができないとして、その運営開始後である同年8月7日に実地調査を行うことにしたことが認

められる。したがって、実地調査の時期が不適切であるとの審査請求人の主張は、採用することができない。

また、処分庁は、実地調査を1回しか行っていないが、その実地調査において、上記(2)のイの(ウ)のとおり、実地調査日における労働実態が夏休み期間の令和元年8月中は続くことを確認しているから、処分庁は、実地調査日の労働実態のみを根拠として本件不許可処分をしたものではない。したがって、実地調査の回数が不適切であるとの審査請求人の主張も、採用することができない。

次に、審査請求人は、実地調査における労働実態の認定に誤りがあると主張しているが、その主張は、上記(2)のイの本件各支配人の労働実態が本事業場の性質等からして到底あり得ないと的一般論をいうものにすぎず、具体性を欠いている。そして、一件記録によれば、審査請求人は、本件各支配人の労働実態を把握していないとして、処分庁に対し、上記(2)のアの「標準的なタイムテーブル」以外の資料を提出していないため、その主張の根拠となる資料もない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

さらに、審査請求人は、労働時間等に関する規定の適用除外の許可申請は、他の事業場では許可されているのに、本事業場のみが不許可とされたのは、行政の対応として公平性を欠いていると主張している。

しかし、審査請求人は、全国の多くの事業場で、同じスタイルのDを運営しているが、各事業場の支配人の業務分担や勤務時間については、一切管理しておらず、各事業場の支配人の自主性に任せることにより、多様で柔軟な働き方ができるようにしている（反論書添付書類（「店舗支配人職従業員の就労形態と勤務状況について」と題する書面）、口頭意見陳述記録書）というのであるから、支配人の労働実態は、当然、事業場ごとに異なることになる。したがって、その相違を無視した審査請求人の上記主張は、採用することができない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

委 員 原 優
委 員 中 山 ひ と み
委 員 野 口 貴 公 美